

令和3年3月8日

保護者 様

三田市教育長  
鹿嶽 昌功  
三田市立けやき台中学校  
校長 谷本 正弘

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校における教育活動について

保護者の皆様には、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対して、きめ細やかなご協力を賜りありがとうございます。

さて、3月2日に「緊急事態宣言解除に伴う学校における教育活動について」をお知らせしましたが、3月5日に兵庫県教育委員会より3月8日以降の教育活動等について通知がありました。

つきましては、下記のとおり、感染症対策を講じながら教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、下線部等は3月2日配付文書「緊急事態宣言解除に伴う学校における教育活動について」の内容と変更した部分です。

### 記

#### 1. 通常の教育活動の実施について

(1) 感染症対策の徹底を図り、教育活動を行います。

合唱やリコーダー、調理実習など感染のリスクが高いとされている学習活動については、感染症対策を徹底したうえで学校の状況に応じて段階的に実施します。

#### 2. 基本的感染防止対策

(1) 3密（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を徹底的に避けるとともに1つ1つの条件が発生しないように配慮していきます。

①2方向の窓を同時に開け、常時換気を徹底します。常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）窓を全開にして換気をします。室温低下による健康被害が生じないよう防寒・保温のための衣服の着用について柔軟に対応します。

②教室内の座席配置等を工夫し、身体的距離の確保を行います。

③マスクの着用を徹底します。

(2) 石けんによる手洗い、手指消毒を徹底します。

(3) 給食時は、喫食時の会話を控えるとともに、喫食時以外はマスク着用を徹底します。

(4) 生徒が利用する場所のうち、多数が手を触れる箇所は、1日1回以上、学校職員が消毒を行います。

#### 3. 登下校の工夫について

登下校時、生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

#### 4. 学校行事等について

(1) 十分な感染症対策を実施したうえで行います。

なお、感染拡大を予防するため、国が定めるステージが3や4、都道府県の発表する感染状況から判断し、県外における校外学習は控えます。

(2) 卒業式については学校からの案内にある通り実施します。

## 5. 部活動について

- (1) 十分な感染防止対策を実施し、「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づいて活動します。
- (2) 大会やコンクール、合同練習等への参加については、当該地域の感染状況を踏まえて判断します。  
特に、校外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認し、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討したうえで実施します。

## 6. 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ免疫力を高めてください。
- (3) 寒い環境でも換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 不要不急の外出は控えてください。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養してください。高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校してください。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを持参してください。
- (9) 常時換気を徹底しますので、防寒・保温のための衣服を準備してください。
- (10) 登校後、発熱など風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。

## 7. 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください。（欠席扱いになりません。）

- (1) 生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合
  - (2) 生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
  - (3) 生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
  - (4) 生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
  - (5) 同居家族が、PCR検査を受ける場合
  - (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合
  - (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合（注）  
※なお、同居家族以外で、生徒が接触した人の感染が判明したり、生徒が接触した人が上記（5）～（7）に該当する場合は、学校にご相談ください。
- (注) 7-（7）については、今しばらく感染状況を見極めていくために、登校をさせないようお願いいたします。今後の状況に応じて、登校させることが可能になりましたら、その場合は学校から、連絡させていただきます。

## 8. 心のケアに関すること

- (1) 教育相談の充実  
生徒が、健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察を行い、生徒の状況の把握に努め、スクールカウンセラー等による支援も行ってまいります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実  
道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。

## 9. 公立高等学校入学者選抜の受検者及び保護者の方々へ

3月に実施予定の公立高等学校入学者選抜の受検者である中学3年生及び保護者の方々は、引き続き、家庭におかれましても、感染予防対策を徹底し、体調管理に留意いただくようお願いいたします。